

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

令和元年10月8日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について
- (7) 報告第1号 農地法第18号第6項の規定による届出について

## ○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長尾 成広 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局主任主査	長谷部 香織 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。御着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）みなさんおはようございます。暑い日が続きまして、この10月に入ってもまだまだ今日も蒸しており、そうかと思えば朝夕寒いと言う日もあり、大変寒暖の差が大きい毎日でございます。皆さん方も大変お忙しい中、この総会を開催致しましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。いろいろ情報でご存じかと思いますが、豚コレラ、本当に終息かなと言うふうに思っておりますけれども、やっとな農家のほうの方が希望されてみえたと言う方もあるし、あまり希望されて見えない方もあるかもしれませんが、ワクチンの投与と言う事を国の方も打ち出だされていって近々実施されるという事で、この辺の所で豚コレラの終息が出来たらと願う訳でございます。野生イノシシについても県下1000頭近い数字が上がっております。大きな畜産農家の方にとってはご苦労であり大変な毎日だと思っております。

また変わりまして台風19号、始めの予想ですと非常に大きな台風、今年一番の最高で、900ヘクトパスカル位ですか、それが段々北上して来ると言う事で、心配致しますのは、私の時代の人たちは皆さん、経験しておられると思いますが、伊勢湾台風・第二室戸台風、そう言った台風に似たコースであります。予報が少し南の方で直撃はなんとか免れるのではないかなと言うような予報ですけれども、これまだ自然の事ですので何とも分かりませんし、大変大きな規模ですので、これからハツシモ等の刈り取りを控えている皆さん方には大変ご心配な事だと思いますが、なんとか影響が少ないことを願っております。

それでは本日初めのご審議をいただきますがよろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君）皆さんおはようございます。今日は部長が議会中でございますので、今日は一般質問がございまして出席できませんので、皆さんによりよくと言付けをいただいておりますのでよろしく申し上げます。台風19号、今年では一番大きい規模のものが来ると言うので、大変心配でございます。この間、千葉で停電が一週間ほど起きて大変だった所にまた台風が来てという所で大変心配をしております。

9月の今年の稲の作況は、農業新聞で9月15日現在では岐阜県は平年並みと言う所で新聞にはあったのですが、稲刈りをされた方に聞くと去年より少なかったと言う声を聞きまして、うちの実家の方も稲刈りをして去年よりも少ないと言う話もありましたので、みなさんも稲刈りされた又は、これから稲刈りされる所もあるかと思っておりますけれども、どのようなものが教えて頂けたらと思っております。

太陽光発電の条例が都市計画課の方で設置されまして、施行が10月1日からと言う事でお手元に資料があると思いますが、今までですと太陽光は切り土盛り土をしなければ1000㎡以上でも開発に係らないと言うことでしたが、それが係るようになってくるということで、時期としては条例が出来るのがちょっと遅いかなと言う所もあるのですが、これからでもまだ大きな太陽光ですね、これから農振除外でも上之保に大きなものが三つ出てきたりもしておりますので、そう言うものがみなさんの所に来たときには、こう言うものがやってあるのか、都計の方で開発がされていますか、と確認をしていただく意味でも気を付けて、後程簡単に説明させていただきますけれども、よろしくをお願いいたします。

最後に10月1日異動で今まで農業委員会に渡辺と言う者がおりましたが、税務課に代わりまして、その代わりに税務課から長谷部香織と言う者が来ましたので、また皆さんと一緒に農業委員会を進めて参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○事務局主任主査（長谷部香織君）おはようございます。10月1日の異動で税務課に8年おりまして、農業委員会事務局に異動となりました長谷部と申します。まだ一週間足らずで分からないことだらけですが、皆さんに色々教えて頂いて農業委員会事務局のお仕事を一生懸命させていただきたいと思っておりますので、今後ともご指導の程よろしくお願い致します。

○事務局長（長尾成広君）税務課では償却資産をやっていたそうです。もし分からないことがあれば聞いていただいても、と思っております。すみませんが今日、よろしくお願い致します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の総会におきまして、欠席委員さんにつきましては、今日は0名と言う事で全員出席と言う事で報告をさせていただきます。お願いします。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、全員のご出席をいただいておりますので、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。1番安田委員さん、2番井戸委員さんのお2人をお願いします。

これより議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、東田原公民館の南東約420mに位置する農振農用地区域内である田1、397㎡。東田原公民館の西北西約280mに位置する農振農用地区域内である畑955㎡。東田原公民館の南東約520mに位置する農振農用地区域内にある田3、749㎡。3筆合計6、101㎡です。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は高齢のため農地を管理出来ないということで、譲受人の要望に応えるものです。

2番の案件 位置図は、2ページと3ページになります。申請地は、東田原公民館の南東約340mに位置する農振農用地区域内にある田1、393㎡。東田原公民館の南西約380mに位置する農振農用地区域内である畑1、987㎡。東田原公民館の北西約570mに位置する農振農用地区域内である畑2、763㎡。3筆合計6、143㎡です。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は高齢のため農地管理が出来ないという事で、譲受人の要望に応えるものです。

3番の案件 地位図は、4ページになります。申請地は、薬師前橋の約30mに位置する農振農用地区域内である畑3筆、1、863㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は高齢のため農地管理が出来ないという事で、譲受人の要望に応えるものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は5ページになります。申請地は武芸川郵便局の西北西約380mに位置する農振農用地区域外にある田2筆、855㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は相続により取得をしたが、耕作が困難であるため、農業経営を縮小するといふものです。

5番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、JAめぐみの美濃農業サポートセンター武芸川営業所の西約30mに位置する農振農用地区域内にある畑2、112㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるものです。

すべての案件について、9月19日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

発言がありませんので、第1号議案について質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第1号の5件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は田原下水処理場の南南東約280mに位置する登記地目田、現況地目雑種地513㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地地域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用目的は、店舗喫茶店駐車場です。

申請者は喫茶店を営んでいるが、来客用駐車場がないため、申請地を駐車場とするものです。

8月19日に現地確認をしたところ、平成6年頃から駐車場としてすでに利用しているため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可ではありますが、周辺状況から住宅、事業施設等に連担しているため転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、赤尾公民館の東北東約270mに位置する登記地目田、現況地目宅地2筆、118㎡。住宅、事業施設、公共公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、貸店舗の一部。

申請者は申請地を貸店舗として土地利用するため転用したいというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、平成7年頃から宅地として利用しており始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、下有知郵便局の東約20mに位置する登記地目田、現況地目宅地525㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。

申請者は家族構成の変化に伴い自己用住宅を建築するにあたり、敷地の一部として利用したいというもの。

9月20日に現地確認をしたところ、昭和43年頃から宅地として利用されており始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は4ページ、位置図は、10ページになります。申請地は、関市農村婦人の家の東約500mに位置する登記地目畑、現況地目宅地135㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、自宅への進入路です。

申請者は隣接地に自宅を建築するにあたり、道路からの進入路として利用したいというもの。

9月19日に現地確認をしたところ、昭和40年頃から宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は11ページになります。申請地は、関市農村婦人の家の東約500mに位置する登記地目畑、現況地目宅地152㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。

申請者は隣接地に親と同居しているが、家族が増えたこともあり、申請地に住宅を建築したいというものです。

9月19日に現地確認をしたところ、昭和40年頃から宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は12ページになります。申請地は武儀事務所の北東約720mに位置する登記地目田、現況地目畑、891㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。

申請者は高齢のため農業経営の縮小を考えており、自宅から遠いため申請地に太陽光発電施設を設置するものです。

9月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地

であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は5ページ、位置図は13ページになります。申請地は洞戸高見集会所の西約40mに位置する登記地目畑、現況地目宅地656㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担しているため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅の庭・車庫・物置です。

申請者は現在の居宅整備地と一体利用をして庭・車庫・物置を建設するもの。

9月19日に現地確認をしたところ、平成20年頃から宅地として利用しているため始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

以上、7件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号の7件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

申し訳ありませんが始めに議案の修正をお願いします。修正箇所につきましては10ページの14番、中之保の案件です。面積欄706㎡となっておりますが、こちらを437㎡。分筆の関係もありまして事務局の方も把握していませんので申し訳ありません。437㎡でお願いします。

それでは議案の6ページをお願いいたします。

1番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、旭ヶ丘中学校の南東約280mに位置する登記地目田、現況地目原野193㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は現在の住まいが狭いため自己用住宅を建築したいというもの。譲渡人は高齢のため農地の維持管理が出来なくなり、譲受人の要望に応えるものです。

9月19日に現地確認をしたところ、平成20年頃から原野となっており、適正に管理をしていないため、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、田原下水処理場の南南東約280mに位置する登記種目田、現況地目雑種地492㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

借受人は申請地に住宅を建築したいというもの。貸付人は子供の家族がアパートでは手狭になり、住宅を建築したいという要望があり、土地を貸すというものです。

9月19日に現地確認をしたところ、今年7月に造成をすでにしており、始末書が添付されています。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であるが、周辺の状況から住宅事業施設等に連担しているため転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は東海環状自動車道関富加インターの西北西約590mに位置する畑347㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅、駐車場です。

譲受人は申請地の西に住んでいるが、二世帯が住んでいるということもあり駐車場のスペースがなく、申請地を利用したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。

9月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は7ページ、位置図は17ページになります。申請地は白木野集会場の南東約30mに位置する登記地目田、現況農地宅地58㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は枕木販売業倉庫です。

譲受人は以前から倉庫として使用しているが、敷地が狭くなってきたことから倉庫敷地の一部として購入したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し込みに応じるというもの。

9月19日に現地確認をしたところ、平成12年頃からすでに宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は巾公民センターの南南西約80mに位置する畑159㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人はアパートが手狭になり、申請地に自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は老齢のため耕作が困難であることから、要望に応えるというものです。

9月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、下有知小学校の東約300mに位置する登記地目田、現況地目宅地109㎡。農地の区分は水道管、下水管が2種類整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つ以上の教育施設があるため第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

賃借人は家族が増え住居が手狭になったことから、申請地を借り住宅を建てるというもの。賃貸人は賃借人の要望に応えるというもの。また、隣地農地所有者の承諾を得ております。

9月19日に現地確認をしたところ、昭和36年頃から宅地となっており始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は8ページ、位置図は20ページになります。申請地は、今宮公民センター北東約270mに位置する登記地目畑、現況地目宅地一部畑901㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は申請地に自己用住宅を建築したいというもの。譲渡人は周辺が住宅化しており農地として適切に管理が困難であるところ、譲受人の申し出があったため申請地を譲渡するというものです。

9月19日に現地確認をしたところ、昭和43年に一部宅地となっており始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、武芸川浄化センター北東約210mに位置する田、合計2筆。合計2,900㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用目的は医療機器製造業工場です。

譲受人は現在申請地東側で事業をしているが、事業拡大のため申請地に工場を建てるというもの。譲渡人は事業経営拡大のため申請地を売却するというもの。また、本案件は1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

9月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。周辺の状況から、既存施設の2分の1以内の拡張であり農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

9番の案件 議案は9ページ、位置図は22ページになります。申請地は広見公民センター南西約350mに位置する登記地目田、現況地目雑種地0.34㎡。農地の区分は、概ね10㎡以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は自動車展示場です。

譲受人は自動車販売を営んでいるため、申請地を展示場施設の一部として利用したいというもの。譲渡人は譲受人の希望に応じるというものです。

9月19日に現地確認をしたところ、平成9年頃から展示場として利用しているため、始末書が

添付されています。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えています。

10番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は百年橋の北東約300mに位置する田796㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は飲食業店舗です。

賃借人は申請地に飲食店を経営したいというもの。賃借人は年齢に伴い耕作が難しく後継者不足のため賃借人の要望に応えるもの。

9月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は百年橋の北東約340mに位置する田354㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は飲食業駐車場です。

賃借人は申請地の近くに飲食店を経営する予定があり、そのための駐車場として使用したいというもの。賃借人は年齢に伴い耕作が難しく後継者不足のため賃借人の要望に応えるもの。

9月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 議案は10ページ、位置図は25ページになります。申請地は山田公民センター北西約200mに位置する登記地目田、現況地目原野91㎡、登記地目田、現況地目畑16㎡、登記地目畑、現況地目原野247㎡、登記地目畑、現況地目宅地262㎡。4筆合計616㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担しているため第3種農地と判断します。転用の目的は水道業倉庫・駐車場です。

譲受人は申請地の近くに水道業を営んでいるが、現在の作業場が手狭になり申請地を倉庫・駐車場として利用したいというもの。譲渡人は農地の維持管理が難しく、譲受人の要望に応えるもの。

また、隣地農地の所有者の承諾を得ています。

9月19日に現地確認をしたところ、昭和36年頃から農地性が無い土地もあり始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は関市上水道白金水源地の南西約160mに位置する田545㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

譲受人は不動産業を営んでおり、分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は高齢で営農が難しくなったため、譲受人の申し出を受けるというもの。

9月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は中之保公園の東約60mに位置する登記地目畑、現況地目宅地437㎡。中山間地域等の未整備の小規模農地であるため第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は将来農業で生計を立てたいため、申請地に住宅を建築したいというもの。譲渡人は市外に住んでいるため農地の維持管理が困難であり、譲受人の要望に応えるものです。

9月19日に現地確認をしたところ、明治33年頃から宅地として利用しており始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借権設定に関するもの3件、合計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第3号の14件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、11ページになります。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が2件、田2筆6,194㎡。地区は、黒屋です。権利の設定を受ける者は、農事組合法人黒屋ファームです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第4号、農用地利用集積計画の承認について質疑があるかたは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に議案第5号 地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案は12ページになります。関市長より地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定協議がありましたので意見を求めます。まず始めに地籍調査というものですが、国土調査法に基づき主に市町村が主体となって土地の所有者・地番・地目を確認し境界の位置と面積を測量する調査です。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され地図が更新されるということになります。今回の案件につきましては武儀地区のほうで地籍調査が実施され、調査された土地の中に登記地目が農地であるものにつきまして、地目の変更を認めるかどうかの審議ということになります。地区におきましては富之保地区にある字武儀倉銚子ケ洞、他2か所です。今回対象の筆は登記地目田が4筆2,431㎡、畑が10筆4,485㎡です。

9月19日に現場を確認したところ、すでに山林化となっていることを確認しています。

以上、地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番(土屋尊史君) 今、上之保でもそうですけれど、田んぼが山林化している、畑が山林化している、それで今どうしようかと。山林になっているところはもう耕作できないからという事を断定し、用途の変更をかけて山林にするというようなことをやらなければいけないという協議をしようという動きをしている中で、山林化しているのだけれども農地にしてしまったら、また次の手続きに入らなければいけない。だったら、最初から山林にする意志があるなら、農地ではなく山林にした方が早いのではないのですか。木を切って畑にしなさい、田んぼにしなさいっていう話が出てくる訳ですよ。

○事務局長(長尾成広君) これは地籍調査をやって、地目が例えば畑とか田になっていたところが、山林になったので、山林として農業委員会に認めてくださいよ、という話です。

○15番(土屋尊史君) そういう話ですか。

○事務局長(長尾成広君) はい。そういう話です。



- 15番（土屋尊史君）農地でちゃんとしなさいよ、という話かと思いました。
- 事務局長（長尾成広君）いえいえ。結局、地目を変える場合には農業委員会を通りますので、その確認です。本来ならここに明細とか、地図が付いていると本当はいいのかと思いますが。
- 15番（土屋尊史君）地目変更をするという話ですか？
- 事務局長（長尾成広君）地目変更する場合は農業委員会を通りますので、そう意味で。
- 事務局課長補佐（小石隆之君）現況は確認しまして、全部山になっていました。とても農地に戻るような場所ではありません。
- 15番（土屋尊史君）上之保もそれを早くやってほしいです。
- 事務局長（長尾成広君）はい、そうですね。
- 事務局課長補佐（小石隆之君）市長部局のほうで地籍調査をやっておりますので、今回は武儀で何年かやった中で、今お話しさせていただいた武儀倉については木がボウボウで、とても農地としては出来ませんということで、地目を変更するという事です。
- 15番（土屋尊史君）今、久世君にも頼んでいるのですが、地目、どこがどうなっているのかと。持っている地図を出して、どうなんやと言って、いや分からないという。これでは見た感じ全部石が積んである、これ昔は田んぼやった、山の中が。そのような所ばかりなのですよ。
- 事務局長（長尾成広君）そうですね。実際、実家が上之保の明ヶ島っていう所ですけども、その近所も農振が入っていて山林なのです。石積みがあるので、その農振に入れる時にすでに山林化していたのに、結局農振をやる面積が足りないの、近隣の山林まで区域に指定をしています。その当時にすれば、そういうのもあったりして、それでも直せていたらなと思いますね。
- 15番（土屋尊史君）ありがとうございます。
- 議長（野村茂君）他に質疑はありませんか。

（発言なし）

- 議長（野村茂君）他にないようですので、これより採決します。議案第5号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり建設総務課へ承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
- 15番（土屋尊史君）もう一つ聞きたいことがあります。農振がかかっていて勾配率の関係が出てきて、中山間の補助が出ている場合に農地で補助が出ているのを外した場合に、中山間の補助が出なくなる。面積が狭くなると。それをやってしまった場合、維持管理費が出なくなると今度草刈をみんなやらなくなってしまうのだけれど、その辺のこともよく建設課と協議してもらわないと。数量的に合うのか合わないのかと。
- 事務局長（長尾成広君）ここは中山間入っていないのではないですか。
- 15番（土屋尊史君）入ってないのですか。それなら大丈夫です。
- 事務局長（長尾成広君）中山間も来年から緩和されるといいうか、補助金の返還が過去に遡らずに、現年だけになる。そのような今流れもありますので。
- 15番（土屋尊史君）あっ、そうですか。わかりました。
- 事務局長（長尾成広君）また正式にはそういう場所で説明させていただくと思います。
- 15番（土屋尊史君）すみません。中断させまして。
- 議長（野村茂君）それでは改めまして、続けさせていただきます。議案第5号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり建設総務課へ通知することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第5号の地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり意見なしと回答することとします。

次に報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約書の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は13ページになります。

1番の案件 届出地は広見地区の田1, 756㎡。賃借人は有限会社むげがわ農産です。合意解約成立日は令和元年9月17日です。

2番の案件 届出地は小屋名地区の田796㎡。賃借人は亀山美和です。合意解約成立日は令和元年9月17日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、ただいま事務局が説明されましたとおりです。よろしくお祈りします。

本日のご審議いただきます議案はすべて終了いたしました。ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

○事務局課長補佐（小石隆之君）6番、その他です。次回の農業委員会総会ですが、11月7日木曜日、午前10時からということで6階の6-6・6-7、隣の部屋になりますがそちらの方で予定しておりますのでよろしくお願いします。

もう一点、先月の農業委員会総会のほうで志津野の嵩上げの案件、一時転用の案件で委員さん方にいろいろ意見をいただきまして、今現在、県の方に進達している状況です。他の一般的な農転の許可につきましては、先月末でいわゆる家とか資材置き場の一般的なものにつきまして許可の方は下りておるものがほとんどですが、今回審議していただいた案件につきましては、農地の状況とかそういったものを含めて県の方に慎重にお願いをしたいということで、開発の担当課である都市計画課の方の県の部局、こちらの方の農政サイドにつきましては、県庁の本庁の方の課の担当の人も入って、いろいろと審議をしていただいております。まだ現況では保留ということで許可の方は出ておりません。農地法の立場の方と開発の関係の立場の方が、それぞれ県といろいろと協議しておりますので、その件につきましてはまた次回、報告等させていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

すみません、あともう一点。冒頭に事務局長の方からお話しがありました太陽光の関係の資料です。条例等、規則の方、これは時間があるときにお読みいただければ結構かと思いますが、簡単にわかりやすいフローというか、地図、文面がのっておりますのでちょっとご紹介の方をさせていただきます。対象事業につきましては、面積が1,000㎡以上、ただし、建物の屋根とか屋上に設置されるものを除く。いわゆる地べたというか、地面に設置するようなもの。1,000㎡以上につきましては、こちらの条例に引っかかるというか、こちらの方をクリアしないと許可が下りないということになっております。すでに実施していて、さらにまた近いところで実施する場合、そういったものについても合わせて1,000㎡超えたりするものについては協議の対象になるという事です。事業者、いわゆる太陽光設置事業者につきましては地元自治会とか住民から要望があった場合につきましては、説明会を開催しなければならないと。なお、設置するに当たり、近隣住民の方への説明、周知という事もそういった近くの方から要請があった場合は説明を行わなければならないということです。もちろん、地元の自治会の方、近隣関係者の方の理解を得るように転用事業者が努めなければならないという事で、以前はわりと簡単と言うか、あまり、近隣の住民の方、細かい所でなかったかも分かりませんが、今回この10月1日から施行することによって、ハードルが少し上がりまして、今までのように簡単には出来ないような事で関市も動いているという事です。今までの案件、来月以降、もしかするといわゆる1,000㎡超えと言ったものが出てくるかもわかりませんので、ざっくりこの辺のところを承知していただいて、農転の書類を見て頂けるとありがたいと思います。

○15番（土屋尊史君）質問。地元自治会の同意を取って、と入っておりますが、一つの小さな物件であつたら自治会の中で納まると思いますけれども、自治会に入っている人自体がバラバラに住んでいる場合と、自治会が入り組んでいる場合と、そういう場合に全部の自治会の承諾を取らなくては行けないのかと。

○事務局課長補佐（小石隆之君）その辺また、担当課の方が開発の都市計画課という所がいろいろと条例の制定をしております。そういう問題が多分出てくると思います。

○15番（土屋尊史君）ここの自治会はOKを出して、こっちはOK出していない。

○事務局課長補佐（小石隆之君）どの辺の範囲までがどうかという、その辺のケース・バイ・ケー

スとなってきますよね。その地区によっては。

○15番（土屋尊史君）うやむやの状態を始めちゃうと、要するに指摘が出来ないと。いろいろ問題が出てくるのではないかなど。

○事務局課長補佐（小石隆之君）土屋委員さんに言われたお話し、都市計画課の方にこれもまた10月1日から始まって、いろいろな問題も出てくるのです。現実には。担当課でも想定外の事が出てくる可能性も当然ありますので、その辺のお話については近隣とか、自治会とか、その辺を確認させていただいて、またご連絡させていただきます。

○議長（野村茂君）他によろしいでしょうか。

（発言なし）

○職務代理（安田孝義君）大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございました。冒頭、稲作の作況指数のお話がありましたけど、岐阜県は97・8ということでありましたけれども、10月に入りまして、多分作況指数は中旬に発表されると思います。現実には私だけかもしれませんが、非常に悪いです。そういう感じがしております。まだ皆さんハツシモが沢山残っていると思いますが、お互いに気を付けて作業にあたりたいと思います。今日はどうもご苦労様でした。

午前10時55分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

\_\_\_\_\_ (印)

1 番

\_\_\_\_\_ (印)

2 番

\_\_\_\_\_ (印)